

③ 一次審査までの問合せ等の対応

受注者は、労務費調査に関する電話等による問合せ及び調査対象工事の元請業者及びその工事の下請業者からの、調査票記入方法等に対する回答を行い、問合せ対応記録簿（別紙－3）を作成し、発注者に提出する。

なお、作業量は次のとおり見込んでいる。

・問合せ対応及び対応記録作成：25件程度（過去の実績による）

※問合せ対応及び対応記録作成は、1件当たり20分程度。また、対応時間等に大幅な変動がない限り設計変更の対象としない。

①～③の作業量は、これまでの実績に基づき設定したものであり、大幅な乖離が生じた場合は協議により設計変更の対象とすることができる。なお、この場合、作業量が乖離したことがわかる資料を提出しなければならない。

(2) 書面調査、オンライン調査及び会場調査

各庁舎管内別の調査工事件数は別表1のとおり予定しており、審査は11月に「公共事業労務費調査の手引き」に基づき、原則、書面調査及びオンライン調査として実施する。さらに、オンライン調査については全工事件数のうち4割以上実施すること。なお、対象業者から会場調査の希望がある場合は、会場調査を実施することとし、調査員を3名以上配置すること。

調査対象工事件数に変更が生じた場合は、設計変更の対象とするが、1工事当たりの調査対象業者（元請業者及び下請業者）数に変動があっても設計変更の対象とはしない。

受注者は、調査対象業者が提出又は調査会場に持参・提出する賃金調査票、各種手当内訳票、臨時の給与年計票、補足調査票を「公共事業労務費調査の手引き」に記載の審査要領等に基づき個々に審査する。なお、調査対象業者に対しては発注者が、「調査票」、「公共事業労務費調査の手引き」を配付する。

※上記「調査票」及び「手引き」は国土交通省ホームページに掲載されるものによる。

(3) 補充調査

受注者は、発注者より指示があった場合、調査票等の記載内容について、調査票等を提出した調査対象業者の一部に対して、訪問調査又は電話による聞き取り等による補充調査を行う。

4 審査結果の整理

(1) 無効調査票の整理

受注者は、一次審査により無効となった調査票について、無効となった原因別に調査票数を整理する。

(2) 調査票の記入ミスの整理

受注者は、調査票の記入ミスの内容を記入項目毎に整理し、記入ミスの原因及び防止対策について整理する。

(3) 調査票等の電子化

受注者は、発注者の指示により調査票のデータを電子化するものとする。データの提出時期は11月末とする。

第5 再委託

- 1 受注者は、委託された業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な業務を委任し、又は請け負わせようとするときは、発注者の承諾を必要としない。なお、「軽微な業務」とは、コピー、印刷、製本、資料の収集・単純な集計及びデータ入力である。
- 3 受注者は、業務の一部を再委託する場合、書面により下請人との契約関係を明確にしておくとともに、下請人に対し適切な指導、管理のもとに当該業務を実施しなければならない。

なお、下請人は、徳島県物品購入等に係る指名停止措置要綱に基づく指名停止の措置の対象となっていない者、又は徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止の措置の対象となっていない者でなければならない。

第6 成果物

本調査の成果物は次のとおりとし、徳島県県土整備部建設管理課に提出するものとする。

○労務費調査

- | | |
|---------------------|--------|
| (1) 調査票の原本 | ・・・ 1式 |
| (2) 調査票の写し | ・・・ 1部 |
| (3) 調査票の記入ミスを整理した書類 | ・・・ 1部 |
| (4) 調査票の電子データ | ・・・ 1部 |
| (5) その他、発注者の指示する資料 | ・・・ 1部 |

別表 1 各庁舎別調査工事件数

庁舎名	工事件数 (件)
東部県土整備局<徳島> 徳島市南末広町 6 - 3 6	1 6
東部県土整備局<吉野川> 吉野川市川島町宮島 7 3 6 - 1	1 0
南部総合県民局<阿南> 阿南市富岡町あ王谷 4 6	1 0
南部総合県民局<那賀> 那賀郡那賀町吉野弥八かへ 6 4 - 1	1 0
南部総合県民局<美波> 海部郡美波町奥河内字弁才天 1 7 - 1	1 0
西部総合県民局<美馬> 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南 7 3	1 0
西部総合県民局<三好> 三好市池田町マチ 2 4 1 5	1 0
合 計	7 6

公共事業労務費調査（令和7年10月調査） 対象企業名簿（記載例）

元請企業名	□□組	発注機関番号	360
担当者名	佐藤 一郎	工事番号	1
電話番号	03-1234-5678		
メール	satou@aaa.co.jp		
発注機関名	徳島県		
工事名	〇〇工事		

対象企業名簿には今年度の労務費調査の対象企業のみ記入してください。

No	企業名	調査対象職種 (51職種) の該当の有無	元請・下請 の次数	書面調査または 会場調査への変更	調査票作成者連絡先（必須）			備考
					氏名	電話番号	メールアドレス	
例	〇〇株式会社	1:有	元請		山田 太郎	012-3456-7890	kensetsu@aaa.co.jp	特になし
1	□□組	1:有	元請		佐藤 一郎	03-1234-0000	satou@aaa.co.jp	
2	△△工業	1:有	1次下請		鈴木 二郎	04-4321-0000	suzuki@aaa.co.jp	
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								
41								
42								
43								
44								
45								
46								
47								
48								
49								
50								
51								
52								
53								
54								
55								
56								
57								
58								
59								
60								

プルダウンリストから選択してください。

(名簿作成にあたっての留意事項)

- 元請企業は、本名簿と併せて施工体系図を忘れずに提出してください。
- 今年度はオンライン調査・書面調査を基本としておりますが、「オンライン調査から書面調査・会場調査」または「書面調査から会場調査」への変更を希望される場合は、本名簿の提出により受付となりますので、元請企業は、下請企業に対して忘れずに確認を行ってください。
- 調査対象職種（51職種）は公共事業労務費調査の手引きP15「表-3-2 職種一覧」をご確認ください。
- 調査対象職種（51職種）がない企業は今年度の労務費調査の対象とならないため、記入しないでください。
- 記入終了後に「調査対象職種（51職種）の該当の有無」の欄が全て「1:有」となっていることを確認してください。
- 交通誘導警備員等、下請企業が建設企業ではない場合も記入する必要があるため、ご注意ください。
- 9月（10月に従事していない38職種）や10月に稼働する技能労働者が在籍する会社のみを記入してください。
- 現場代理人や技能実習生等は調査対象外のため、調査対象の技能者が在籍しない会社は記入しないでください。（公共事業労務費調査の手引きP16「図-3-2 調査対象労働者と調査対象外労働者」参照）
- いわゆる一人親方として働く方々も調査対象となりますので、記入漏れがないようにしてください。
- 元請企業においても、調査対象工事に従事した直接雇用している技能労働者（51職種）がいる場合は、名簿に記入していただく必要があります。
- 複数工事において調査対象となった場合は、手引書を参照し、調査票の提出が必要な工事でのみ必要事項を報告し、提出が不要となった工事では不要となった旨を報告してください。（公共事業労務費調査の手引きP18「図-4-1 複数の調査対象工事に該当した場合の調査票の作成について」参照）
- 調査票作成者連絡先に記載いただく氏名、電話番号は、聞き取り調査の連絡先となりますので、対応できる担当者様の連絡先を記入してください。なお、電話がつかない場合は、メールでご連絡させていただきますので、それぞれの連絡先についても記入をお願いいたします。
- 本名簿で収集した個人情報、公共事業労務費調査の有効性を確認する聞き取り調査を実施するために必要な情報であり、公共事業労務費調査の手引きP98「参考資料-5 公共事業労務費調査における個人情報の取り扱いについて」に則り適切に取り扱います。
- メールアドレスについては、フリーメール（Gmail、Yahoo!メール等）以外のアドレスの記載を推奨します。
- （オンライン調査におけるシステム利用時に、システムから送信される通知メールを受信できない可能性があるため）
- メールアドレスをお持ちでない方、インターネット環境が整っておらず書面調査を希望する方は、「備考」欄にFAX番号をご記入ください。

